

在宅医療連携拠点が行う事業

1) 多職種連携の課題に対する解決策の抽出

- ・地域の在宅医療に関わる多職種(病院関係者・介護従事者等も含む)が一堂に会する場を設定する(年4回以上)。そのうち一回は、各地域の行政担当官及び各関連施設の管理者が参加する会合を設定する。

2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援

- ・24時間対応の在宅医療提供体制の構築
 - －24時間対応が困難な診療所、保険薬局及び小規模ゆえ緊急時や夜間・休日対応の困難な訪問看護ステーション等が在宅医療を提供する際、その負担を軽減するため、各々の機関の連携により、互いに機能を補完する体制を構築する。
- ・チーム医療を提供するための情報共有システムの整備
 - －異なる機関に所属する多職種が適宜、患者に関する情報を共有できる体制を構築する。

3) 効率的な医療提供のための多職種連携

- ・連携拠点に配置された介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーが、地域の医療・福祉・保健資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう関係機関に働きかけを行う。

4) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

- ・在宅医療やそれに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、地域に浸透させるためのフォーラムや講演会等の開催やパンフレットの発行を通して、在宅医療の普及を図る。

5) 在宅医療に従事する人材育成

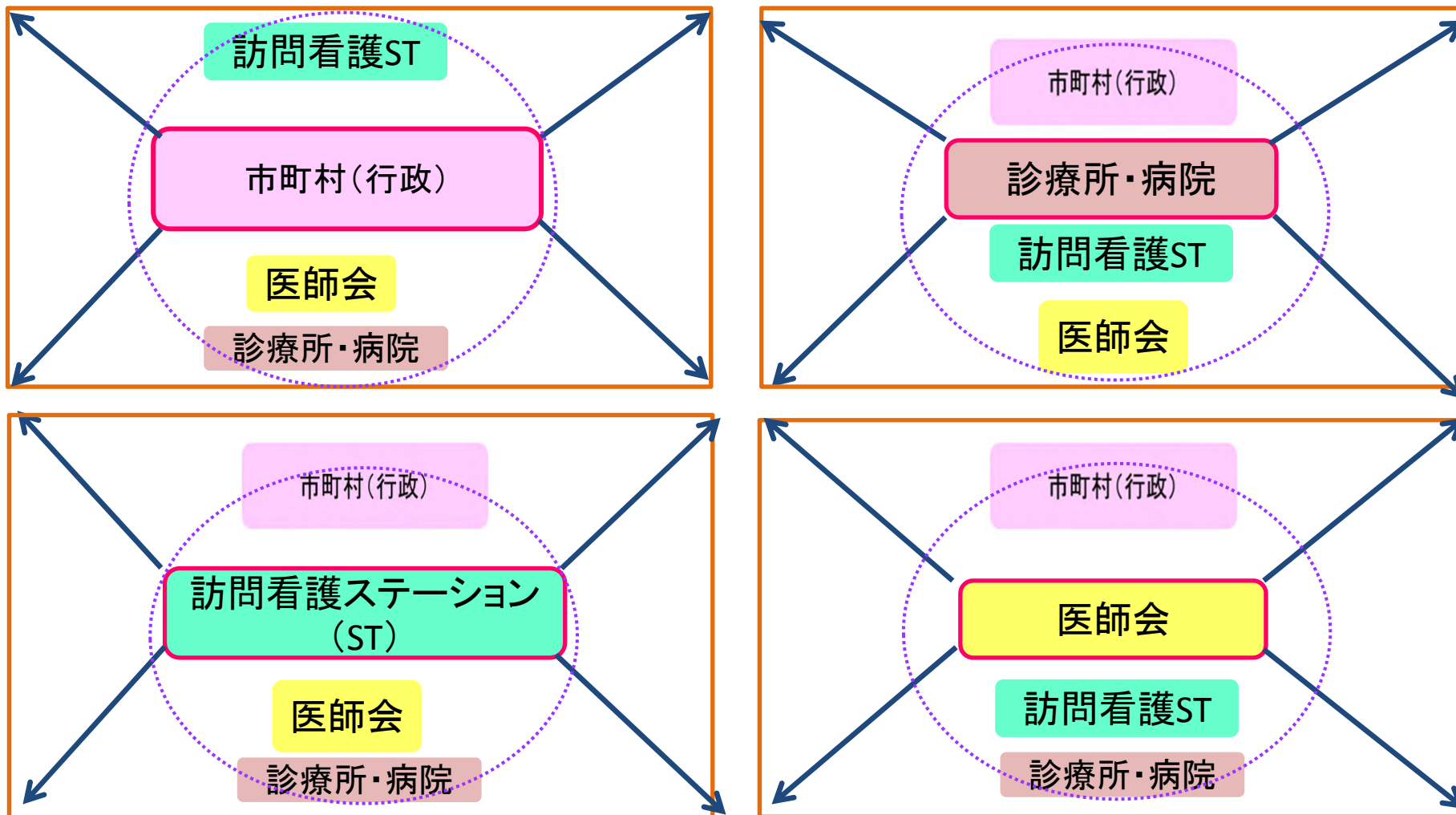
- ・連携拠点のスタッフは、多職種協働による人材育成事業の研修のいずれかに参加し、都道府県リーダーまたは地域リーダーとして、在宅医療に関わる人材の育成に積極的に関与すること。

在宅医療連携拠点事業で明らかにしたいこと

- 在宅医療連携拠点の効果的な活動の在り方
- 都道府県、市町村の役割と連携の在り方
- 地域における在宅医療・介護の関係機関の連携や多職種連携の方策
- 災害時における対応方策

在宅医療連携拠点の事業体別に見た 連携体制の展開

各●●市町村内

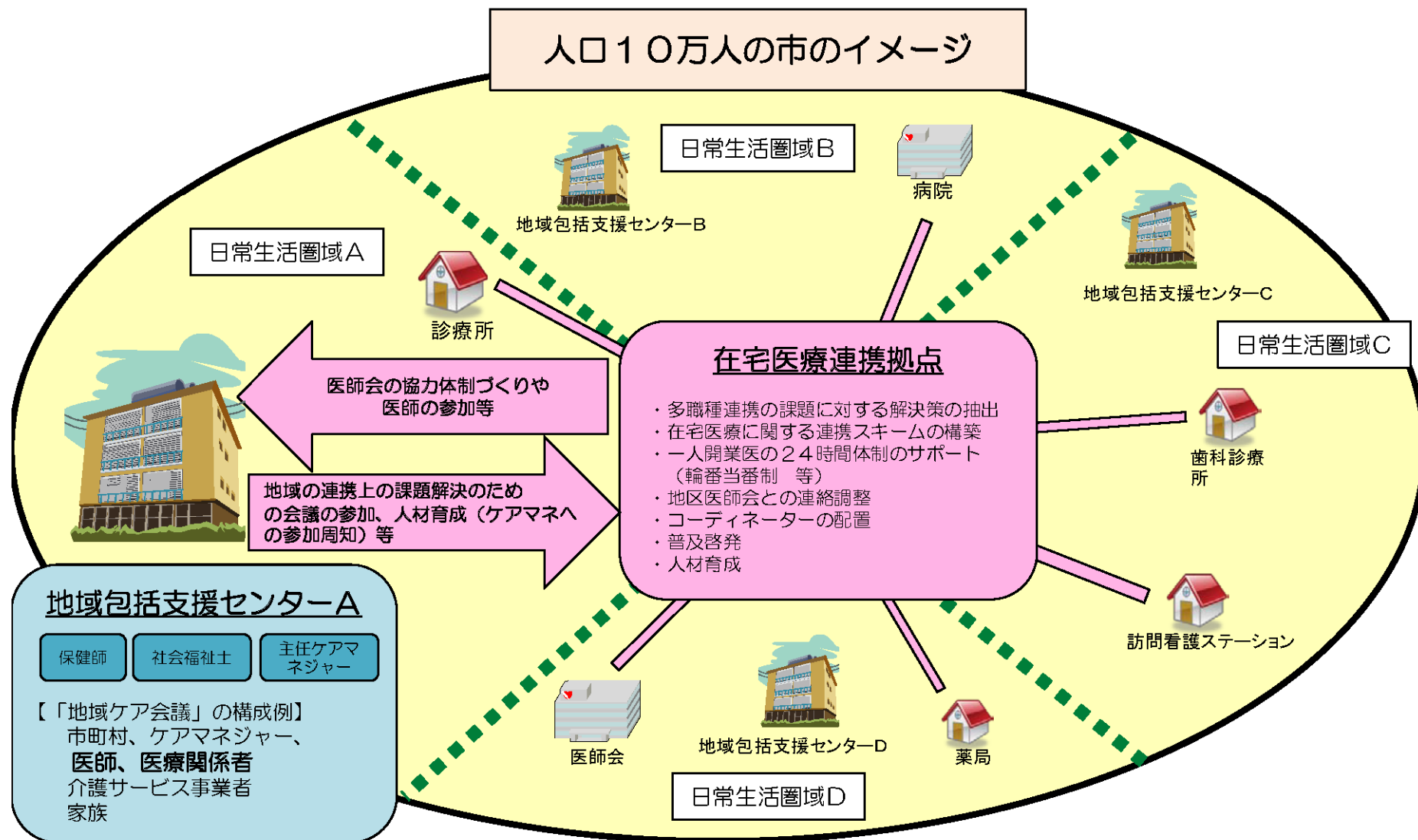


...活動(連携、働きかけ)の方向性
 ...活動(連携、働きかけ)の主軸

 ...協働の輪

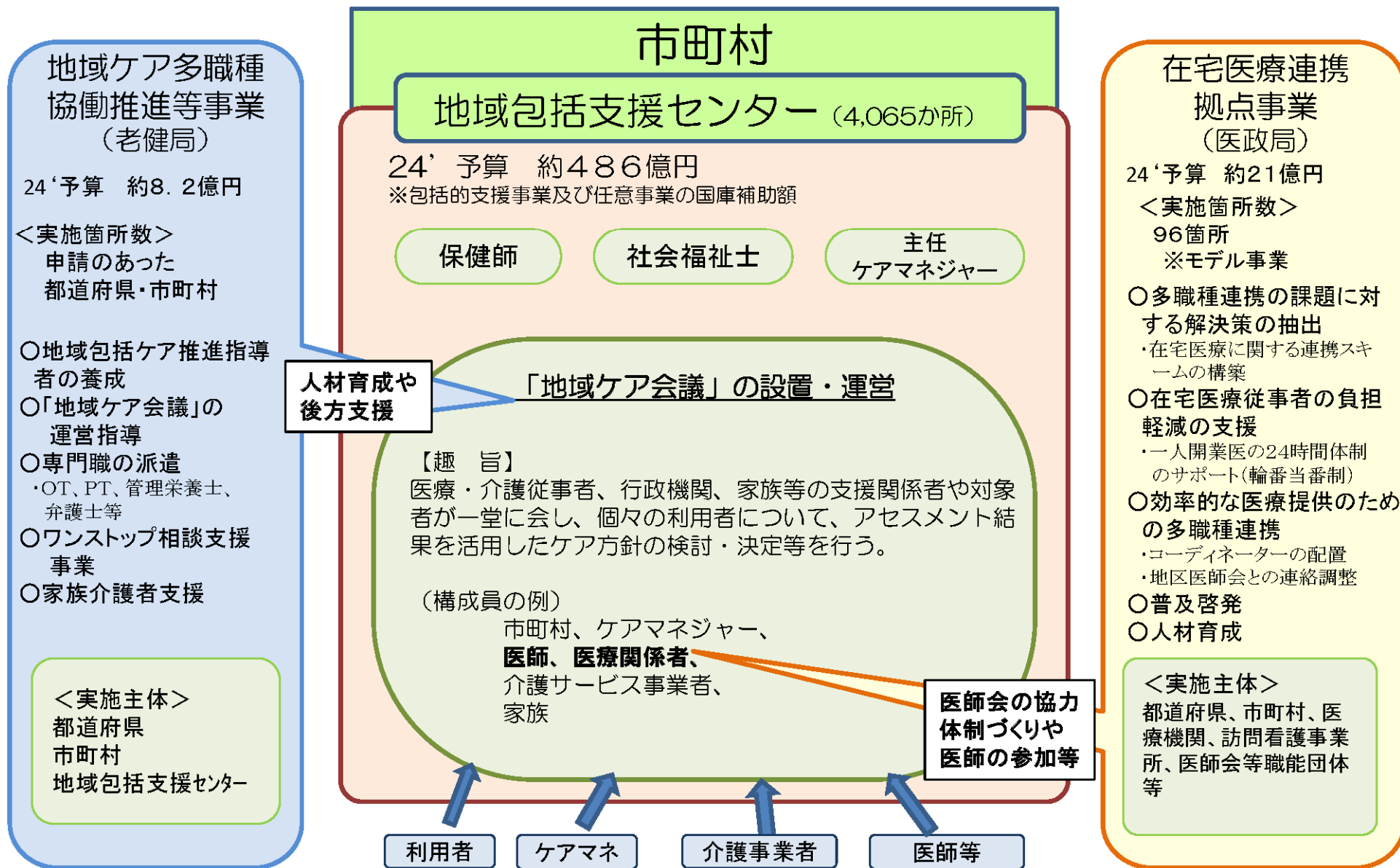
(参考1)

地域包括ケア体制について(イメージ)



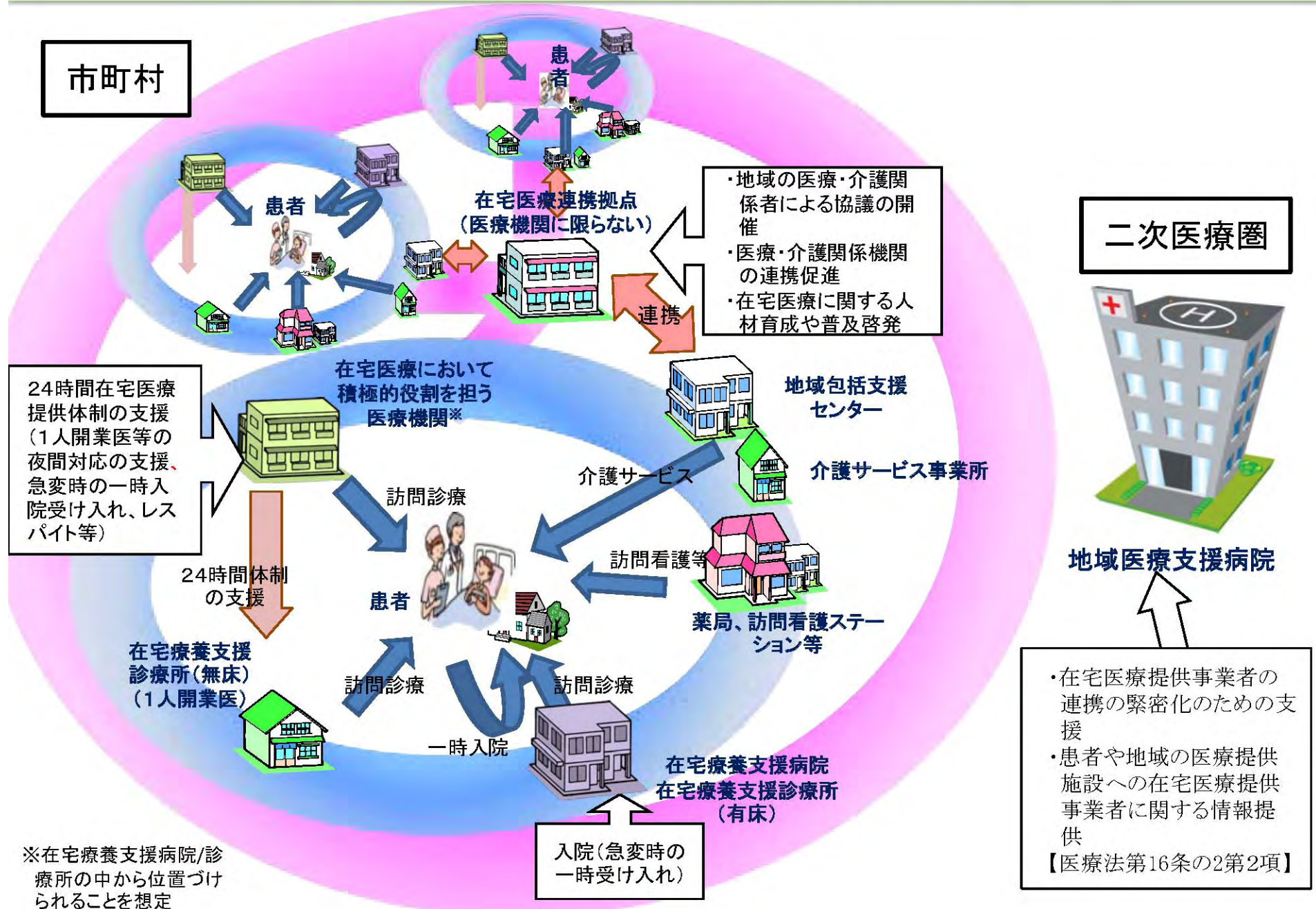
※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携は、地域の実情により柔軟に行う。

(参考2) 地域包括ケア体制について (平成24年度予算)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携については、地域の実情により柔軟に行うこととする。

在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等の役割(イメージ)



【都道府県】

- ・市町村、関係団体等の意見を踏まえて、在宅医療に係る医療計画の策定（特に在宅医療に必要な連携を担う拠点をできる限り医療計画に位置づけ）
- ・関係者への在宅医療推進の都道府県レベルでの働きかけや調整
- ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業都道府県リーダー研修への参加
- ・関係者と連携し、都道府県内での多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修の効果的な開催
- ・保健所等を通じた市町村への技術支援（医療（・介護）資源の可視化等）

【都道府県医師会】

- ・郡市医師会に対する在宅医療推進に関する働きかけや支援
- ・医療関係団体への在宅医療推進の働きかけ
- ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業都道府県リーダー研修への参加
- ・都道府県内での多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修の円滑な運営への支援
- ・医療計画の策定に際し、都道府県と協力